

中央教育審議会地方文化財行政に関する 特別部会の設置について

平成29年9月28日
中央教育審議会決定

中央教育審議会令（平成12年政令第280号）第6条及び中央教育審議会運営規則（平成29年3月6日中央教育審議会決定）第4条の規定に基づき、中央教育審議会に下記の部会を設置する。

なお、この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときは、廃止する。

○地方文化財行政に関する特別部会

（所掌事務）

地方文化財行政に係る地方行政組織の在り方について調査審議すること。